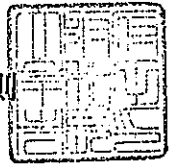




岸市国第 1549 号
平成 28 年 11 月 4 日

岸和田市国民健康保険運営協議会
会 長 石田 信博 様

岸和田市長 信貴 芳則



国民健康保険料の市独自軽減制度の廃止について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

国民健康保険料の市独自軽減制度の廃止について次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。



諮問事項

岸和田市における国民健康保険料の市独自軽減制度の廃止について

1 内容

岸和田市国民健康保険条例（平成 20 年条例第 4 号）第 44 条第 1 項第 4 号に規定する本市独自の保険料軽減制度（以下、「A 軽減」と言う。）は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

2 理由

A 軽減を廃止すべき理由は以下のとおりである。

- (1) 昭和 57 年度の保険料賦課方式の見直しによって、負担が増加した低所得者向け激変緩和措置としての A 軽減は、30 年以上が経過し、今となっては存続意義が失われている。
- (2) 市独自軽減制度を現在の法制では設けることができない。平成 3 年に条例規定された A 軽減は、法改正後も「当分の間有効」な制度として続けてきたものの、法的正当性に疑義がある状態となっている。
- (3) 低所得者向けの軽減施策としては、別途、国が政令に基づいて実施する制度が拡充されている。
- (4) 平成 30 年度から国民健康保険事業は広域化を控えており、保険料に係る各種ルール作りは、国の定める内容を基準とすることになる。独自軽減の継続は共通基準への移行の妨げとなる。

3 実施時期

平成 29 年度においては、経過的措置として現行軽減割合の 2 分の 1 とし、平成 30 年度に全廃する。

以上